

●前年中の所得がなく、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方

※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村へ報告する書類

持 参 す る も の

- ・印かん
- ・個人事業者(営業・農業・不動産等)は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- ・給与所得者や年金受給者は源泉徴収票
- ・所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書)

※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金が発行した控除証明書の添付が必要です。

※還付申告する方は、申告者本人名義の預貯金口座のわかるものが要です。

申告をしなかったら

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料や福祉、医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので、期限内に必ず申告してください。

事業等による所得がある方は

平成26年1月以降、事業所得、農業所得、不動産所得等がある全ての方に、記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。

日ごろから記帳し続けることで、確定申告書の作成も容易になります。

収支内訳書作成の相談を希望する方は、帳簿等と前年の申告書の控えも持参してください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は3月31日(木)まで

平成27年分の「課税事業者」は、次の方々です。

- ・平成25年分の課税売上高が1,000万円を超えた事業者
- ・平成25年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成26年12月末日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者
- ・前記に該当しない場合で、平成26年1月1日から平成26年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額と課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ

東金税務署
0475(52)3121
税務課課税班
(84)1212

東金青色申告会横芝支部・光支部からのお知らせ

東金青色申告会では、記帳・決算・申告まで丁寧に指導、支援を行っています。減価償却の計算でお困りの方も、ぜひご相談ください。

●決算・確定申告相談会 ～青色申告の方は、ぜひ東金青色会館へ～
青色申告の方を対象に、所得税確定申告の相談を受け付けます。

- と き ①全ての個人事業者(営業・農業・不動産等)の申告相談
2月1日(月)～29日(月)
※2月7日(日)、11日(木・祝)、14日(日)、21日(日)を除く。
②青色決算書・確定申告書の預かり・提出
3月1日(火)～15日(火)

時 間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

と ころ 東金青色会館

※東金青色申告会の相談員が、3月16日(水)から31日(木)までの土・日曜日、祝日を除く毎日、消費税の申告相談も受け付けていますので、電話でお申込ください。

◆問い合わせ

一般社団法人東金青色申告会 ☎0475-52-1284

